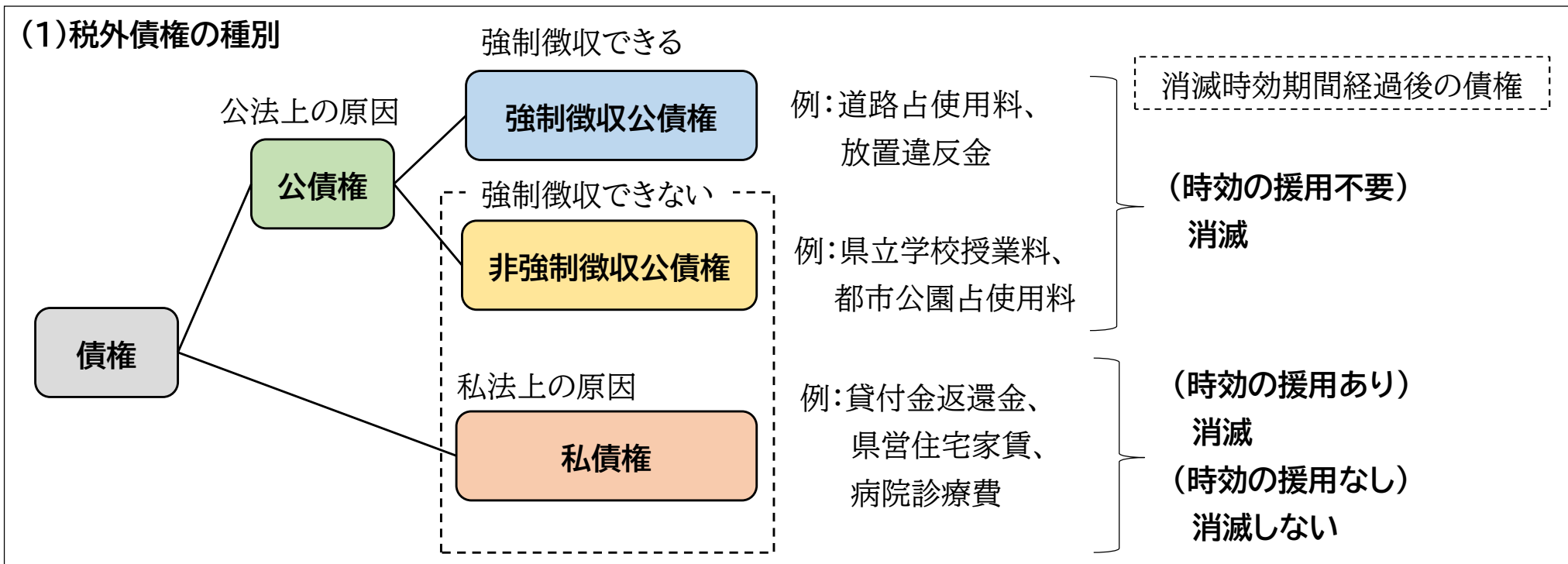


1. テーマ選定

- 愛知県では、全庁的に効率的かつ効果的な債権管理を行うため、「税外債権管理に係る基本方針」を2021年度に策定しているが、具体的な債権管理の手法は、各局等で異なっている。
- このことについて、債権管理の手法を整理し、各局等における債権管理について、より一層の効率化・適正化を図るための方策を検討する必要がある。

2. 現状把握



2. 現状把握(前ページからの続き)

(2)債権徴収強化の取組

① 自己検査(2012年度から毎年度実施)

⇒ 未収金の回収手続、時効管理、不納欠損処分など、各債権所管課における債権管理業務の実施状況について全庁統一チェックリストにより自己検査を実施。

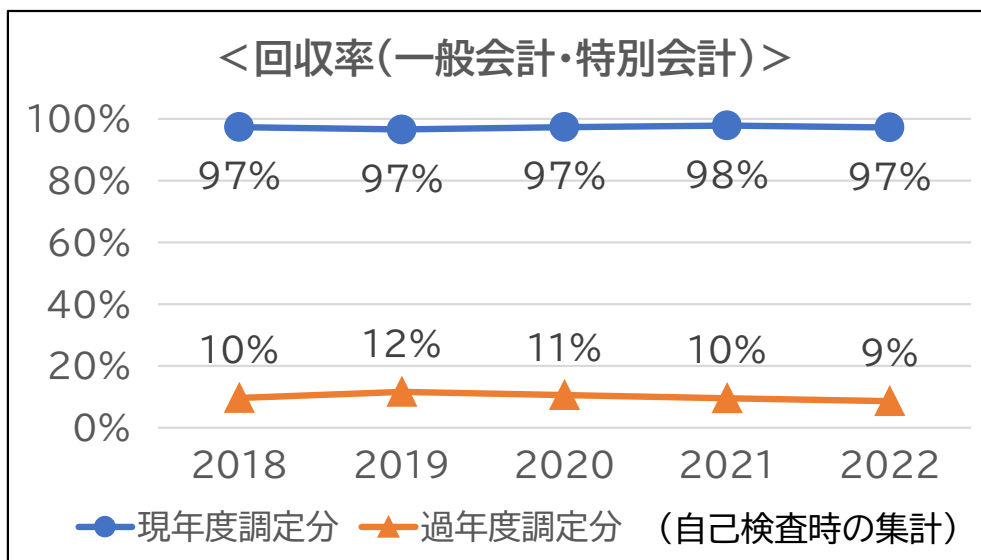
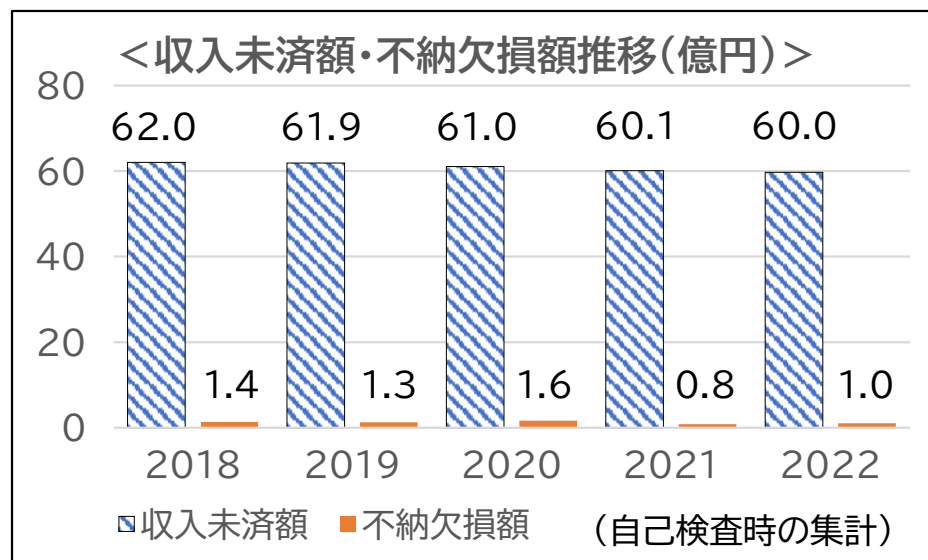
② 税外債権の管理・回収業務に関する研修会(2015年度から毎年度実施)

⇒ 債権管理業務を進める上で必要な法令・実務上の基礎を身につけるため、外部講師による研修会を開催。

③ 「税外債権管理に係る基本方針」(2021年7月策定)

⇒ 全庁的に効率的かつ効果的な債権管理を行うため、各局等の個々の債権管理マニュアル作成・見直しの際の参考として、「税外債権管理に係る基本方針」を策定。

(3)収入未済額等の状況



⇒ 債権徴収強化に取り組んでいるが、収入未済額・回収率は横ばいの傾向であり、より踏み込んだ対策が必要。

3. 目標設定

- 不納欠損処分及び債権放棄に関する全庁統一の基準の策定及び債権管理・回収手続の整理を行い、より一層の効率化・適正化を図ることにより、収入未済額を削減する。

4. 要因解析

(1)回収可能性がない債権の整理が進んでいない

人的資源等が限られる中で、適正な債権管理を行っても回収可能性がない債権については、不納欠損処分(既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱)や債権放棄を行い、他の債権の管理・回収に注力する必要があるが、どのような場合に不納欠損処分及び債権放棄を行うのか明確な基準がなく、整理が進んでいない。

(2)債権管理に関する全庁的なマニュアルの未整備

債権ごとにこれまでの事案への対応などを参考にマニュアルを作成し、債権管理を行っている局等もあるが、債権管理に必要な事案が少なく、マニュアルを作成していない局等もあり、債権管理手法に差異が生じている。

5. 対策立案

【対策①:全庁統一の基準の策定】

- 債権管理の適正化を図るため、回収可能性がない債権について、不納欠損処分に関する統一の基準を策定し、各局に周知する。
- 合わせて、債権放棄が可能な債権について、債権放棄に関する統一の基準を策定し、各局に周知する。

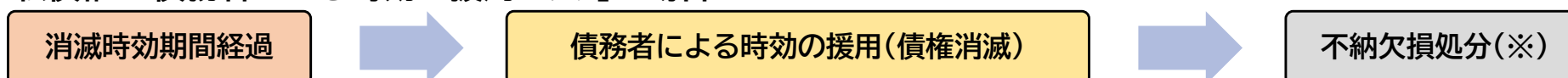
5. 対策立案(前ページからの続き)

<基準策定後のイメージ:消滅時効の対応例>

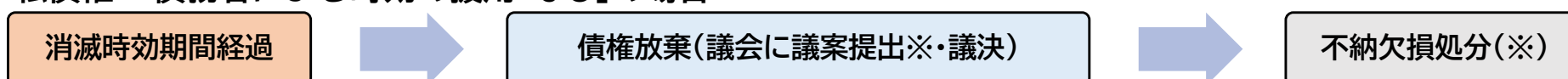
① 公債権



② 私債権：債務者による時効の援用「あり」の場合



③ 私債権：債務者による時効の援用「なし」の場合



(※ 総務局が策定する全庁統一基準に基づき、各債権所管局で判断。不納欠損処分は、総務局長の合議必要。)

【対策②:債権管理・回収手続の整理】

- 不納欠損処分(又は債権放棄)までに行う債権管理・回収手続が円滑に進むよう、法的手続も含めて標準的な手順・手法を整理し、全庁に周知する。

6. 今後の進め方

2024年度	2025年度～
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準等の策定・周知 <ul style="list-style-type: none"> 対策①:全庁統一の基準の策定 対策②:債権管理・回収手続の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各局等において、基準等を踏まえ債権管理を実施 ○ 基準等は運用状況に応じ、適宜見直しを実施 ○ 自己検査、職員向け研修については継続実施 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 自己検査等により、対策の効果検証

1. 関係法令

○ 地方自治法(抄)

(議決事件)

第96条第1項

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(金銭債権の消滅時効)

第236条第1項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第236条第2項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

1. 関係法令(前ページからの続き)

○ 民法(抄)

(時効の援用)

第145条

時効は、当事者(消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。)が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(債権等の消滅時効)

第166条第1項

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

2. 本県における債権放棄の事例

- 桃花台新交通株式会社解散による特別清算に伴う貸付金等債権の放棄 【2007(平成19)年度】
- 一般社団法人愛知県農林公社の再生計画に伴う貸付金等債権の放棄 【2013(平成25)年度】
- 不適切な債権管理を発端とした看護修学資金貸付金債権の放棄 【2016(平成28)年度】
- 国庫補助金の算定誤りに基づく市町への補助金返還請求権の放棄 【2019(令和元)年度】
- 中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成24年条例第11号) 【実績:2015(平成27)年度 3件】

3. 不納欠損処分

○ 愛知県財務規則(昭和39年規則第10号)

(不納欠損処分)

第41条 主管課の長は、調定をした歳入の未納金で不納欠損として処分すべきものがあるときは、不納欠損処分決議書(様式第二十五)により総務局長の合議を経て知事の決裁※を受けなければならない。

(※事務決裁規程により「本庁の部長等」が専決権者)

⇒ 地方公共団体の財務について定めた地方自治法には、いかなる場合に不納欠損するのかについて規定されていない。

⇒ 行政実例(昭和27年6月12日地自行発161号)

「不納欠損は、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」

○ 不納欠損処分の効果

不納欠損処分は、「既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示するために行われる会計上の内部的な整理手続きであり、それ自体は何ら法的効果を有するものではない。」(水戸地裁 平成19年8月8日判決)

4. 全庁統一の基準(案)

○ 不納欠損処分に関する基準

債権が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該債権が徴収し得なくなったものとして愛知県財務規則(昭和39愛知県規則第10号)第41条の規定に基づき不納欠損処分を行い、整理するものとする。なお、当該債権につき、保証人(連帯保証人を含む。)から納付を受ける可能性がある場合を除く。

- (1) 当該債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者がそれを援用したとき(当該債権が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第2項の規定により時効の援用を要しないものであるときは、消滅時効が完成したとき)。
- (2) 地方自治法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することとされた債権について、地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の7第4項又は第5項(国税徴収法(昭和34年法律第147号)第153条第4項及び第5項を含む。)の規定の例により納付する義務が消滅したとき。
- (3) 債務者である法人の清算が終了し、当該法人の債務が消滅したとき(当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第1号から第5号までに掲げる事由がない場合を除く。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の7第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該債権が免除されたとき。
- (5) 前号のほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により当該債権が免除されたとき。
- (6) 地方自治法第96条第1項第10号の規定による債権の放棄の議決があったとき。

4. 全庁統一の基準(案)【前ページからの続き】

○ 債権放棄に関する基準

法的措置を含めた債権回収に向けた取組を徹底したものの、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により債権の放棄について、議会の議決を求めることとする。なお、当該債権につき、保証人(連帯保証人を含む。)から納付を受ける可能性がある場合を除く。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしない特別な理由がある場合を除く。)
- (2) 破産法(平成16法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合又は相続人が不存在の場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用(強制執行の準備に係る費用及び相続財産管理人に係る費用を含む。)及び当該債権に優先して弁済を受ける債権の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 地方自治法施行令第171条の5の規定による措置(徴収停止)をとった日から3年を経過したときにおいて、なお、同条に規定する場合に該当するとき。
- (5) その他特別な事情により、当該債権を所管する局において、当該債権を放棄することについてやむを得ない理由があると判断したとき。